

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	母子保健に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古平町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

古平町長

公表日

令和7年10月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	母子保健に関する事務			
②事務の概要	母子保健法により、母子検診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 申請・届出等は窓口、郵送、及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 特定個人情報とは以下の場合に使用する。 ①保健指導の実施または保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③母子健康法に基づく乳幼児の健康診査等に関する事務 ④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付又は養育医療に関する費用の支給に関する事務 ⑩養育医療の給付又は養育医療に関する費用の徴収に関する事務			
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能			
2. 特定個人情報ファイル名				
母子保健ファイル 宛名情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（以下、番号法）第9条第1項、別表第70項、 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第40条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第2条 表95、96項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第97条、及び第50条第20項口、第73条第1項口、第82条第1項㍑、第82条第3項㍑、第114条第1項口			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	保健福祉課 健康推進係			
②所属長の役職名	課長			
6. 他の評価実施機関				
なし				

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	古平町総務課	北海道古平郡古平町大字浜町50番地 0135-48-9835
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	古平町総務課	北海道古平郡古平町大字浜町50番地 0135-48-9835
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、複数人でのダブルチェックを行い、リスク対策を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報ファイルを取り扱うシステムへのアクセス権を必要に応じて付与・解除している。 ・事務取扱者への研修、セキュリティ研修を毎年実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月10日	全項目		新規	事後	開始済み事業だが評価していなかった
令和4年6月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	母子保健法第19条の2第2項	番号法第19条第8号 別表第二 56の2、70項 並びに母子保健法第19条の2第2項	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①担当部署	保健福祉課 保健医療係	保健福祉課 健康推進係	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町40番地4 0135-42-2181	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 0135-48-9835	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町40番地4 0135-42-2181	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 0135-48-9835	事後	
令和4年12月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱事務 ②事務の概要	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給	母子保健法により、母子検診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 申請・届出等は窓口、郵送、及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 特定個人情報とは以下の場合に使用する。 ①保健指導の実施または保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③母子健康法に基づく乳幼児の健康診査等に関する事務 ④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付又は養育医療に関する費用の支給に関する事務 ⑩養育医療の給付又は養育医療に関する費用の徴収に関する事務	事前	
令和4年12月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 56の2、70項 並びに母子保健法第19条の2第2項	番号法第19条第8号 別表第二 56の2、69の2、70項 並びに母子保健法第19条の2第2項	事前	
令和7年10月3日	新様式対応、標準化・共通化・ガバメントクラウド対応				
令和7年10月3日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	母子保健ファイル	母子保健ファイル 宛名情報ファイル	事前	
令和7年10月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 第49項 並びに母子保健法第19条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（以下、番号法） 第9条第1項、別表第70項、 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号） 第40条	事前	
令和7年10月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 56の2、69の2、70項 並びに母子保健法第19条の2第2項	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号） 第2条 表95、96項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号） 第97条、及び第50条第20項ロ、第73条第1項ロ、第82条第1項ヲ、第82条第3項ヲ、第114条第1項ロ	事前	